

丸三に於て取扱つてゐた廢物と稱する塊小袋の取扱について、荷主——會社や金萬等——から荷物の取扱を變更し、川越の入夫に其荷を取扱はしむる旨の通告があつた事を知らしめて、逃げるやうに大阪へ出立して仕舞つたのであつた。其間の事情に疑を察する點あるにより丸三の従業員は我野田支部と協力して、調査したる處、意外にも丸三の荷を奪つて従業員を困らせる非に關して、株主も労働者に與つてゐることが判明したので、直ちに鈴木副主任に會合して、非本當を講問し、そして其爲に際する損害五百七十四十九圓の損害賠償を要求したのであつた。けれども責任者が居ない爲に其交渉は廿三日まで延々になつてゐた。然るに廿三日の午後に至るや、大阪から歸町した折田は、右の要求を拒絶すると共に、今度は「十七工の会社も廢物同様に會社原料部で直接に取扱ふことになつたから承知されたい」と通告したのであつた。形勢の不穏なるを見たる我野田支部は、廿六日理事會の決定に基づいて丸三に嚴重に交渉したのであります。其結果

- 一、此後荷主より荷扱方變更申出ありたる時は従業員と相談すること、其場合は野田支部より立會ふこと
- 二、現在の十七工折田に關しては新式排機して唯五名位を新多社の期間置くようにする

と云ふ口約を得て解決したのであつた。然るに其後入夫はロ一日と増員するばかりで、組合との約束は少しも行はれなかつた。そして非職名の入夫は忽ちにして四十名を認めてしまつた。然るに丸三は、之に對して何等組織的な方策を立てずして、組合との約束に對しても本然として降参して居ないのであつた。

問題の再燃——我野田支部は丸三の無誠意なるに對した憤慨するよりも歸然とした。そこで、前の契約の關係上小泉忠三氏を遣はして嚴重に抗議したのであるが、彼折田は言を左右にして要領を得ず、叩頭首唯唯謝罪するのみであつた。九月四日其報告を得た理事會は、丸三の不誠意なる其態度に對して糾弾し其反省を求め、以て問題を徹底的に解決することに方針を決定した。かくて問題は以前よりも更に複雑化し、再燃したわけでありませう。

丸三運送店の閉業——一方川越は、非時までは、單に入夫を紹介してゐたのでありますが、吾々が前述の如く丸三と折衝してゐる中に、益々丸三扱の荷を積置して、つひに丸三運送店を閉立するに至つたのであります。そして、先に我々が報したる如く、看取も掲げざる以前から丸三扱の荷が野田驛に山をなす有様で、今や丸三は、丸三代つて存在せんとしてゐるのであります。

### 三、丸三運送店は必要なものに非ず

必要は、總てを解決する。則の言葉で言ふならば、新た

昭和二年九月

以差別年々の間死傷をなす者少なくも丸三の扱の荷は、小袋一箱も奪ひ得なかつたに比べて、丸本が看取も掲げざる前から、會社の荷が、丸本宛に送られると云ふ風に勿々會社の荷を奪ひ去る事を見る時は、丸本と丸三と會社の三者間に、何等の關係ないと、何人が斷言し得ようか。果して、我野田支部の調査に依れば、丸三は川越に對して、川越が築橋工事を請負ふ際に、其保餘金一萬圓を擧げたこと相々確証になつたのであります。吾々は川越が丸本を開業するに當つて、丸三が何の程度の關係を有つたか直ちに明言し得ないのであるが、非時中に相川の岩屋に於て兩者の會合するあり、そして深更まで驚議をなした事まで御知してゐます。折田と川越との關係は斯くの如くであります。會社と丸三の關係は、度々繰り返した通り既に明かと思ひます。そこで残る問題は、丸本と會社が如何に結ばれてゐるかにあります。が要は荷の扱ひに於ける夫が現在の如く、自分の出立してゐる丸三に扱はせずして丸本に扱してゐる以上、夫は論ずるまでもな勇々白々たるものがあると思ひます。即ち、會社と丸本の間には、完全に一派の相通するものがあることは、最早吾等する事の來ない、事實であります。かくて、丸三と丸本と會社は完全に相聯絡してゐることが判つた。さればこそ丸三は我野田支部と従業員の死傷問題の交渉してゐる時にトヨタに働きをせよと云ふ奇策な事をしてゐられるわけでありませう。我々との交渉は、要するに八百長だつたのであります。こゝにまた問題が提出された。即ち三者が相聯絡してする八百長は、其目的が察せられるかと云ふことと之であります。

### 五、三者の提携は組合破壊策

大正十四年の七月、丸三は従業員全部を解雇して、丸三委員會を組織せしめんとした爲に彼の大事件を惹起したのであつたけれども夫は全然失敗して却つて組合を認めねばならぬ反對の結果が生れたのであつた。だから、普通人であるならば、大に反省する所があつて然るべきなものでありますが、血の廻りのいゝ丸三は、今度は其逆の手段によつて組合の破壊を圖したのであります。非真箇化したるものが、即ち三者の鼎立による荷の扱方變更でありまして、若し此策が行はれたならば、幾月の後には丸三の百餘名の従業員つひに失業の悲運に陥らねばならぬので、然る時は必然に丸三委員會は成立するわけでありませうが、之は繰り返して言ふまでもなく、重大問題であります成る程労働組合を以て折田や會社だけは好い氣持になるかも知れぬ、乍らに百餘名の人々と其家族が明日から途方に暮ればならぬ事を思へば、如斯は、人道に許されざる非道であります。既に現在に於ても鈴木善三郎君の如く夜逃げする者すら出づるに至つたことを見ても、如何に生活に窮してゐる

い」云々と言つてに捏造されたのであります。此等諸君等は非時に入夫を救はして、更に會社に對し立場を促したのであります。されど無情なる會社は何等反省する所なく、再び捏造したのであります。如何に會社が今回の問題について冷徹であるかは、十二日に我々に對して爲した左記の聲明を見て明かたと思ひます。

一、日本盛んに會社と丸三は勢力圍を限入れて組合と戦はしめると云ふ時があるが會社はそんなことをしない。

三、會社は、丸三を以て従業員を困らせやうとして殊更に丸三に荷を扱はせぬやうなことをしない。

此聲明は、明かに會社が今回の問題について身外的活動に立たせようとする努力であつて、實に卑怯な態度であります。會社が欺瞞言を以て、あまねく天下に聲明するとも、事實は夫よりも、更に詳細に證明してゐます。丸三扱ひせよと云つても、會社の荷だけを立ててゐる丸三が、非時を他に奪はれた時、何うして荷を運ぶことが出来ませうか。吾々にとつては、會社の非態度は、恰も口に念劬を唱へ乍ら吾等に御強つて我々の咽喉に突きつけられてゐる感であります。

### 七、罷工の宣言と保留案の復活

かくて問題は、平和な手段によつて解決することの望を失つたのであります。そこで我野田支部は、十五日午後四時急遽臨時總會を開催して、最後の態度を決し、十六日から同罷工を共行するに至つたのであります。同時に先般の保留案は、更に

- 一、團體協約の報告を加へて、保留案を復活し、もたらめて會社に要求しました。

### 八、我等の態度

今回我々が急にストライキを取行したことに對しては、世片傍多の議論を耳にするのでありますが、幾度か繰り返して述べました通りいひもなせざる自覺態度であつたのであります。吾等は、會社の體裁が現在の如く頭蓋を限り非暴行するまで、何んまで切望し自覺的に過激するものであります。

此後、この状態が継続する限り其間に於て如何なる變化があり、そして夫が如何に進展するか、到底判明し得ないのであります。如何なる事態が發生せよとも夫は言ふまでもなく、會社と丸三の責任は我々にあります。

日本労働總同盟  
關東釀造労働組合

野田支部